

公共下水道は自然環境、住宅環境を守り環境衛生を向上させるための重要な施設です。

# 公共下水道

3月31日  
供用開始

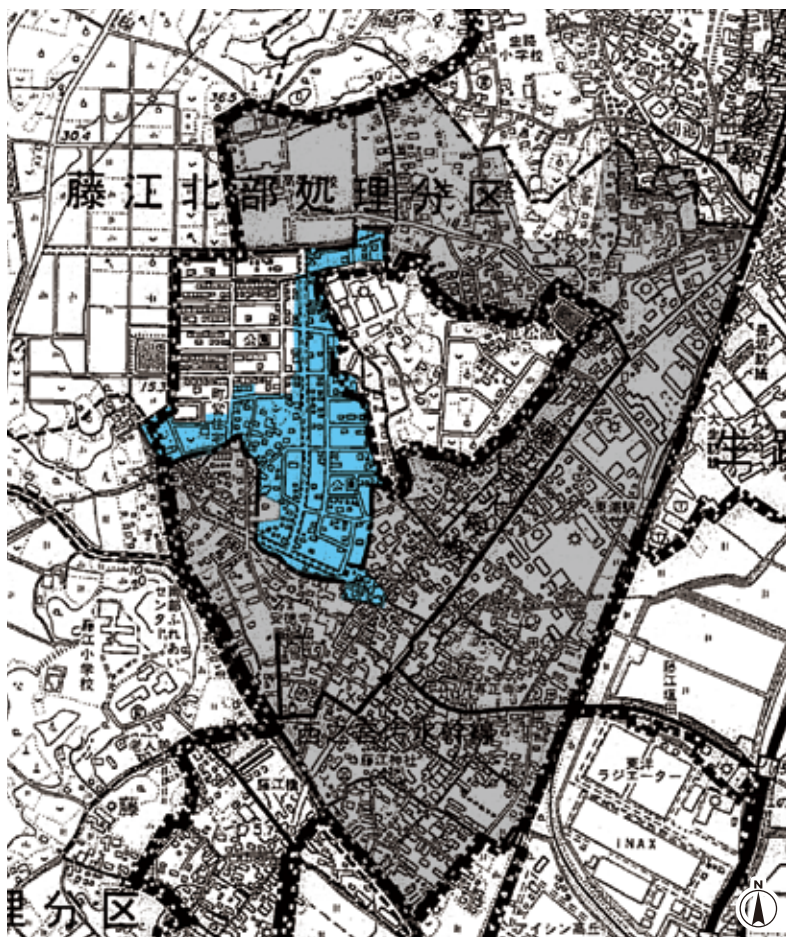
## 使える区域が広がりました！



地球環境に  
やさしい下水道！

●問い合わせ 上下水道課 内線 1 3 1

### 藤江地区の一部



既処理開始済区域  
今回処理開始区域

### ●新たに利用できる区域

藤江地区の一部

### ●公共下水道の接続はお早めに

家庭や事業所などから排出する汚水を下水道管に流すことで、衛生的で快適な生活を送ることができます。新たに整備で広げた区域では、公共下水道(汚水)が利用できるようになります。下水道法上では、くみ取り便所は3年以内に、それ以外は遅滞なく公共下水道に接続することが義務付けられていますので、下水道区域供用開始後3年以内に下水道管への接続にご協力をお願いします。なお、既整備区域で未接続の方も早めに接続をお願いします。

### ●排水設備工事は町指定工事店で

家庭から出る排水を公共下水道へ流すための接続工事の申請は、町が指定している工事店で行ってください。工事の費用は家庭の条件により異なりますので、指定工事店に相談してください(指定工事店は町ホームページに掲載)。

### ●ご注意を！

家の建て替えおよび水回りが変更となる増築を希望している方も、指定工事店を通して申請をお願いします。

## ごみは焼却しないで！

「野焼き」とは、畑や空き地などで家庭ごみ・せん定枝・産業廃棄物などをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶・ブロック積などを使用し焼却することです。この行為は、一部の例外を除き法律で禁止されています。違反すると、悪質なものは、懲役または罰金などの罰則があります。

野焼きを行うと、有害物質の発生、煙・悪臭などによる近所迷惑、火災の原因になりますので、ごみは焼却せずに、適切な方法で処理してください。

●問い合わせ 環境課 内線 2 8 2

